

議案第56号

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年5月29日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

杉並区介護保険条例（平成12年杉並区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、同項第1号中「2万8,020円」を「2万2,440円」に改め、同項第2号中「3万9,300円」を「3万円」に改め、同項第3号中「5万6,340円」を「5万4,480円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分及び令和2年度分の保険料の減免の特例）

第10条 第21条第1項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であって、必要があると認めるときは、当該第1号被保険者に対し、保険料（令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法によって徴収する保険料にあつては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）を減免することができる。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれる場合

- 2 第21条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による保険料の減免について準用する。この場合において、同条第2項中「納期限（前項第5号に該当する者にあつては）」とあるのは、「納期限（これにより難い特別の事情があると認める場合には）」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区介護保険条例第13条第2項の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

低所得者の保険料の減額賦課に係る保険料率を定める等の必要がある。

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(保険料率)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に該当する者 <u>2万2,440円</u></p> <p>(2) 前項第2号に該当する者 <u>3万円</u></p> <p>(3) 前項第3号に該当する者 <u>5万4,480円</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分及び令和2年度分の保険料の減免の特例)</u></p> <p>第10条 <u>第21条第1項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であって、必要があると認めるときは、当該第1号被保険者に対し、保険料(令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に該当する者 <u>2万8,020円</u></p> <p>(2) 前項第2号に該当する者 <u>3万9,300円</u></p> <p>(3) 前項第3号に該当する者 <u>5万6,340円</u></p> <p>附 則</p>

別徴収の方法によって徴収する保険料
にあつては、当該保険料の徴収に係る
特別徴収対象年金給付の支払日）が到
来するものに限る。）を減免すること
ができる。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別
措置法（平成24年法律第31号）
附則第1条の2第1項に規定する新
型コロナウイルス感染症（以下「新
型コロナウイルス感染症」とい
う。）により、第1号被保険者の属
する世帯の生計を主として維持する
者が死亡し、又は重篤な傷病を負っ
た場合

(2) 新型コロナウイルス感染症及び
そのまん延防止のための措置の影響
により、第1号被保険者の属する世
帯の生計を主として維持する者の事
業収入、不動産収入、山林収入又は
給与収入の減少が見込まれる場合

2 第21条第2項及び第3項の規定
は、前項の規定による保険料の減免に
ついて準用する。この場合において、
同条第2項中「納期限（前項第5号に
該当する者にあつては）」とあるのは、
「納期限（これにより難い特別の事情
があると認める場合には）」と読み替え
るものとする。